



臨床研究推進セミナー

診療と研究の境界について ～医療倫理と保険診療の考え方の違い～

対 象：一般の臨床研究従事者向け

日 時：2021年7月20日（火） 16:00～17:00

講 師：臨床研究推進センター

センター長／特命教授 真田 昌爾

通常の医療を行う中で臨床研究を実施する時、どの行為が研究でまたどの行為が診療については、外見で見分けることができないので概念で分けることとなりますが、医療倫理の面からも、保険診療の扱い方の面からも、この概念の違いを把握していないと重大なミスを見逃してしまい、後で研究者の先生方や研究を行う施設にも取り返しがつかない大きな損害を被ることになります。本セミナーではその違いをヘルシンキ宣言の内容やわが国の法令指針の考え方も交えて体系的に整理し、臨床研究の計画・実施にかかる倫理的・経済的事項のご理解の一助になればと思います。

★受講希望の方へ★ 本セミナーは、ライブ配信にて開催いたします。

お手数ですが、7月19日（月）までに以下の申込フォームよりご登録をお願いいたします。

申込URL：<https://redcap-t1.med.kobe-u.ac.jp/redcap/surveys/?s=PYPCHHJMPJ>



臨床研究推進センターホームページ：<http://www.hosp.kobe-u.ac.jp/ctrc/researcher/seminar.html>

【お問い合わせ先】 神戸大学医学部附属病院 臨床研究推進センター

TEL：078-382-5400 / e-mail：k9ccr-seminar@med.kobe-u.ac.jp

【（参考）研究に関する主な教育・研修表】

※ 当該セミナーは臨床研究従事者必修講習です

名称	コンテンツ	受講頻度
臨床研究従事者 必修講習	・臨床研究推進セミナー（学内e-learning） ・ICR-Web（学外e-learning）	毎年度
コンプライアンス教育	・研究費の不正使用防止について（学内e-learning）	採用時のみ
研究倫理教育	・eAPRIN（旧 CITI JAPAN）	採用時（以降は5年に1度）

このセミナーは、業務上必須のものではありませんので、原則、所定労働時間外であったとしても超過勤務手当は支給されません。ただし、上司からの業務命令（指示）を受けた場合は超過勤務手当が支給されますので、申告してください。

なお、「神戸大学大学院医学研究科又は医学部附属病院における臨床研究従事者等に関する教育・研修にかかる実施要項」で規定されている、臨床研究従事者等が受講すべき教育・研修として本セミナーを選択し、上司からの承認を得て受講する場合（各年度2回まで）は、所定労働時間外の受講については超過勤務手当が支給されますので、申告ください。